

第2節 自主的取組の拡大

第1項 県民・民間団体の取組への支援

1 発達に応じた環境学習プログラムの作成・運用 【環境政策課】

群馬県環境サポートセンターでは大きく分けて、小学校向け、中学生向けの環境学習教材を作成し、動く環境教室などにおいて出前講座による学習を行ってきました。

環境問題は全ての人に関わる問題であり、あらゆる年代の人が継続して学習を行う必要があるため、現在は児童向け、高等学校生向け、成人向け

など幅広いライフステージにあわせた環境学習プログラムを提供するよう、学習資料の作成を行っています。

また、群馬県環境アドバイザー連絡協議会では、社会人向けに「みんなのごみ削減フォーラム」を開催し、誰もが取り組めるわかりやすいごみの減らし方などの普及に努めています。

2 自主的な取組に対する顕彰（群馬県環境賞） 【林政課】

県民の環境意識の高まりと環境活動へのより一層の参加を促進するため、環境分野において優れた実践活動、調査研究活動、自然保護等に顕著な功績があった県民や事業者等に対して、平成11年度から群馬県環境賞（環境特別功績賞・環境功績賞）を授与しています。

平成30年度の受賞者（環境功績賞）は次のとおりです。

表2-6-2-1 受賞者数の推移

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
受賞者数	15	14	16	12	20	10

表2-6-2-2 群馬県環境賞受賞者（環境功績賞）

氏名又は団体名	功績分野
木村 良彦	環境保全、創造
桂萱地区地域づくり推進協議会	環境保全、創造
協和発酵キリン株式会社	環境保全、創造
ネットトヨタ群馬株式会社	環境保全、創造
高崎市立六郷小学校	環境保全、創造
海藤 勝雄	環境美化、ごみの減量化、再生利用等
高橋 充	環境美化、ごみの減量化、再生利用等
齋藤 次江	自然保護
水野 博晶	野生生物保護
太田猟友会	野生生物保護

3 多面的機能支払交付金の推進 【農村整備課】

(1) 事業の趣旨

過疎化や混住化が進む農村地域において、農地、農業用水などの十分な管理が困難になり、農業・農村の有する多面的機能が失われつつあります。このため、農業者を主体とする地域住民等による活動組織が、農地、水路等の保全管理、農村環境の保全活動に取り組み、農地周りの水路や農道の補修を行うなど活力ある地域づくりを支援しています。

(2) 事業内容

農地、水路周りの草刈りや泥上げなど農地、水路等の基礎的な保全管理を農地維持活動とし、農村環境の保全のための活動や農業用排水路等の補修・更新など施設の長寿命化のための活動を資源向上活動として、農地面積に応じた活動を支援しています。

(3) 実施状況

平成30年度は、農地維持活動で259活動組織、

農地面積17,748ha、資源向上活動で139活動組織、農地面積12,397haを実施しました。

4 花と緑のクリーン作戦 【都市計画課】

花や緑の活動を通じた、心温かい地域社会の形成と美しいふるさと群馬づくりのため、自発的な住民組織による美化活動を支援しています。県が管理する道路や河川等の公共施設を活動区域に含

む美化活動を年に3回以上実施した場合、県が奨励金を交付しています。

平成30年度は986団体が活動しました。

5 河川愛護団体等の表彰 【河川課】

河川愛護意識の啓発と良好な河川環境の維持・保全、適正な河川利用を推進するため、毎年7月を「河川愛護月間」として、河川美化作業等の様々な活動を全国で実施しています。

良好な河川環境の維持・保全を行政のみで行うことには限界があり、地域住民の協力が不可欠です。

このため、群馬県では、長年にわたり河川の除草や清掃等、河川愛護活動に功績のあった団体等

に対し、毎年7月7日の「川の日」にちなみ「優良河川愛護団体等表彰」を行っており、平成30年度は11団体の表彰を行いました。

表2-6-2-3 河川愛護団体等の表彰実績

年度	H26	H27	H28	H29	H30
団体数等	8	13	12	8	11

6 自治会等草刈り作業委託 【河川課、砂防課】

「自治会等草刈り作業委託」は、河川・砂防に対する関心を高めることや不法投棄の防止、除草費用の軽減を図るとともに、地域住民が主体となって活動することで地域活性化に寄与することなどを目的に、平成16年度から試行し、平成19年度から本格的に実施しています。

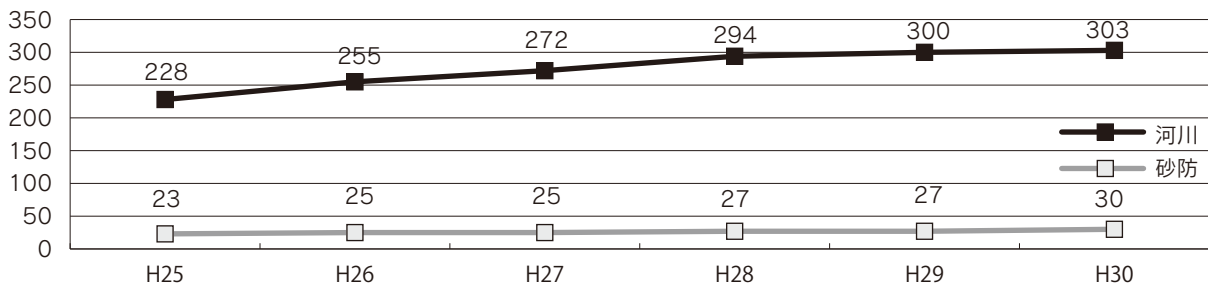
平成30年度の河川除草実施面積739haのうち、自治会等による草刈は189haに達しており、303団体に活動していただきました。

砂防指定地内の除草については、平成25年度から実施し、平成30年度は実施面積16haについて、自治会等の30団体に実施していただきました。

表2-6-2-4 自治会除草団体数の推移

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
河川	228	255	272	294	300	303
砂防	23	25	25	27	27	30
合計	251	280	297	321	327	333

図2-6-2-1 自治会除草団体数の推移



7 道路愛護団体への活動支援 【道路管理課】

道路愛護の普及啓発とともに、県民参加による道路の維持保全を図るため、毎年、春と秋に道路愛護週間を設定して、道路愛護運動を実施しています。各市町村が自治会等の道路愛護団体に呼びかけ、地域住民により道路の美化活動を行っています。

○平成30年度実績

- ・春の道路愛護運動
平成30年4月7日～16日（10日間）
- ・秋の道路愛護運動
平成30年10月6日～15日（10日間）

・作業実績（平成30年度春・秋）

作業延長 延12,471.7km

参加者数 延410,429人

こうした、社会的奉仕活動に対して、毎年10月に「優良道路愛護団体等表彰式」を行っており平成30年度は道路愛護団体19団体、道路愛護優良校1校の表彰を行いました。

表2-6-2-5 道路愛護団体等の表彰実績

年度	H26	H27	H28	H29	H30
被表彰者数	21	18	20	21	20



チノービオトープフォレストを「体験の機会の場」に認定

県では、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づき、平成30年9月、株式会社チノー藤岡事業所内にあるチノービオトープフォレストを「体験の機会の場」に認定しました。

この度、認定されたチノービオトープフォレストは、株式会社チノーが環境問題に取り組むシンボルとして、また地域社会とのコミュニケーションの場として、平成23年3月に同社藤岡事業所内に整備され、以来、ヤリタナゴノなどの希少種の絶滅回避に向けた取組や近隣小中学生や地域住民に自然観察会を実施するなど、地域における環境学習の場として活用されています。

○「体験の機会の場」とは

自然体験活動等を通して環境保全についての理解と関心を深めることが重要になっていることから、民間で環境学習の場として活用している土地や建物の所有者・利用者が、「体験の機会の場」として、県知事又は中核市の長（前橋市・高崎市）から認定を受けることができる制度です。

認定を受けることで、その土地や建物で実施される環境学習等の活動は安全性やノウハウが確保されたものであるという公的な信頼性を得ることができ、企業においては、社員教育や地域貢献にもつながります。県は認定申請手続や認定後のPR、学校の授業等とのコーディネートを支援しています。



チノービオトープフォレスト



認定式の様子

第2項 事業者の取組の促進

1 環境影響評価 【環境政策課】

(1) 環境影響評価制度

環境影響評価制度は、大規模な開発事業等を行う前に、その事業の実施が環境にどのような影響を及ぼすかについて、調査、予測及び評価を行い、環境保全のための措置を検討することにより、環境と開発の調和を図ることを目的とする制度です。

県では平成3年に定めた「群馬県環境影響評価要綱」により、国においては昭和59年に閣議決定が行われた「環境影響評価の実施について」により環境影響評価を実施してきました。

その後、新たな環境問題への対応や制度の充実を図るために見直しを行い、「群馬県環境影響評価条例」を施行しています。

国においては「環境影響評価法」が平成11年6月に施行され、また、戦略的環境アセスメント導入を含めた「環境影響評価法の一部を改正する法律」が平成23年4月に公布されました。

平成24年4月に改正法の一部が施行、平成25年4月には完全施行されています。

(2) 手続の流れ

法及び条例の対象となった事業は、方法書手続、準備書手続、評価書手続、事後調査手続を実施しながら、環境保全対策を図っていきます。

ア 方法書手続

環境影響評価の項目並びに調査、予測、評価の手法を選定するための手続です。

イ 準備書手続

調査、予測及び評価の結果について、環境保全の見地からの意見を求めるための手続です。

ウ 評価書手続

準備書に対する意見をよく検討し、準備書の内容を見直し、環境影響評価の結果をまとめあげる手続です。

エ 事後調査手続

事業実施による環境影響を確認し、環境保全対策を検討する手続です。

(3) 環境影響評価実施事業

県では現在までに、法及び条例による手続が表2-6-2-6のとおり行われています。

表2-6-2-6 環境影響評価実施事業（平成31年3月末現在）

対象	事業名	事業種類	手続状況
法	利根川水系戸倉ダム建設事業	ダム事業	手続終了 事業中止
法	国道50号前橋笠懸道路建設事業	道路建設事業	手続終了 事後調査
法	国道17号本庄道路建設事業	道路建設事業	手続終了
条例	新野脇屋住宅団地造成事業	住宅団地造成	手続終了
条例	中東京幹線一部増強工事事業	送電線路設置	手続終了
条例	増田川ダム建設事業	ダム建設事業	方法書手続完了 事業中止
条例	西上武幹線新設工事（渋川箕郷区間）事業	送電線路設置	手続終了
条例	吾妻木質バイオマス発電事業	工場又は事業場設置	手続終了
条例	西上武幹線新設工事（箕郷西毛区間）事業	送電線路設置	手続終了
条例	西上武幹線新設工事（西群馬渋川区間）他事業	送電線路設置	手続終了

対象	事業名	事業種類	手続状況
条例	（仮称）北部大規模開発事業	工業団地造成	手続終了 事後調査
条例	太田市下田中工業団地開発事業	工業団地造成	手続終了 事後調査
条例	前橋市新清掃工場整備事業	廃棄物処理施設の設置	手続終了 事業中止
条例	伊勢崎市宮郷地区における工業団地造成事業	工業団地造成	手続終了 事後調査
条例	高崎市スマートIC周辺工業団地（仮称）造成事業	工業団地造成	手続終了 事後調査
条例	高浜クリーンセンター建替事業	廃棄物処理施設の設置	手続終了
条例	（仮称）吉沢・原宿地区産業団地開発事業	工業団地造成	手続終了 事後調査
条例	太田市外三町広域一般廃棄物処理施設整備事業	廃棄物処理施設の設置	手続終了
条例	（仮称）高崎市総合卸売市場周辺造成事業	工業団地造成	手続終了

2 環境新技術の導入促進 【環境政策課】

県では環境産業の振興と県事業の環境配慮を促進するため、県内中小企業が開発した循環型社会づくりや環境保全に資する技術や製品を募集し、広報するとともに、県単独公共事業に採用しています。

平成30年度は、応募のあった技術や製品の中から「再生骨材を粗骨材に再生利用したコンクリート製品の製造方法」、「県産材パーク（樹皮）を利用する植生基材吹付工「PMC工」」、「草防止製品FBX、PUF」を県単独公共事業に採用しました（2課10事業）。

「県産材パーク（樹皮）を利用する植生基材吹付工「PMC工」を用いた法面保護工



工事着工前



工事完了後

3 ぐんま新技術・新製品開発推進補助金 【工業振興課、次世代産業課】

県では、本県産業の競争力強化と新産業創出を促進するため、県内中小企業者の新技術・新製品開発を支援しています。

平成30年度における支援実績は、47件、47,302千円でした。補助事業を実施した企業の多くは事業終了後も開発を継続しており、製品化・事業化に結びついています。

なお、「次世代産業推進型」では、今後成長が期

待される4つの産業分野の1つとして、「環境・新エネルギー産業」分野について重点的に支援を行っています。

令和元年度も引き続き、新技術・新製品開発に対する支援を行い、各企業の競争力を高めるとともに、環境負荷の低い製品や技術の開発に関する積極的な取組を後押しします。

コラム

群馬銀行環境財団教育賞（第11回）

「群馬銀行環境財団教育賞」は、県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を対象に、環境保全に関わる優れた活動を行っている学校を表彰するもので、「群馬県環境教育賞」を引き継ぐ形で、平成20年度から公益財団法人群馬銀行環境財団により実施されています。

■第11回（平成30年度）最優秀賞校及び活動名

- 高崎市立新町第二小学校
気づき 考え 行動する 私たちの環境
- 中之条町立六合中学校
シラネアオイ復元活動
- 群馬県立利根実業高等学校
イノシシの生態・行動調査と侵入防護に関する研究及び普及活動